【新規入室者用】

# 令和９年度入室申請手順（令和９年度から学童への入室を希望する人）

１　学童に入るために必要な書類

入室申請要領の「４　学童に入るために必要な書類」を確認して、「ＩとⅡ」を提出してください。「Ⅲ　学童保育料算定に必要な提出書類」は、市役所がＩとⅡの書類を確認した後に改めてお知らせの書類を送付いたしますが、以下の期間までに提出する必要があります。

（１）源泉徴収票のコピー　　令和９年２月１５日（月）**午後５時１５分まで**
（２）確定申告書類のコピー　令和９年３月１５日（月）**午後５時１５分まで**
　　どちらかを提出してください。

＊Ⅰ及びⅡの各様式並びに入室申請要領は、戸田市ホームページでもダウンロード可能です。

＊源泉徴収票及び確定申告に会社名及び本人名の記載が無い場合、両方を記入し、社判もしくは責任者印を押印してください。

２　新年度入室希望者の申請受付期間（１次受付）

（１）郵送での受付

| 受付期間 | 宛先 | 注意事項 |
|---|---|---|
| １１月９日（月）<br>～１１月２７日（金） | 〒３３５－８５８８<br>戸田市上戸田１－１８―１<br>戸田市役所子育て支援課<br>学童・放課後こども担当 | **１１０円切手を貼った返信用封筒に保護者の住所・氏名を記入して同封してください**（受付票を送付いたします。また、申請書類に不備があった場合、申請書類も同封して返却いたします）<br>**※１１月２７日までの消印有効** |

※返信用封筒が同封されていないときは、市役所まで書類を受け取りに来ていただきます。

※書類の内容を確認するために保護者へ電話することがあります。

※受付票は受付期間終了後から１週間程度で郵送いたします。

※郵送で申請する際は、記録が残る簡易書留等で郵送していただくことを推奨しております（受付期間内に届かない場合には、２次受付以降のご案内となります）。

※料金不足の場合、受け取ることが出来ませんので、必ず送付前にご確認ください。

（２）市役所での受付

| 受付日 | 時間 | 場所 |
|---|---|---|
| １２月　２日（水） | 午前９時００分～午後７時００分 | 戸田市役所　１階<br>１０２会議室 |
| １２月　３日（木） | 〃 | |
| １２月　４日（金） | 〃 | |
| １２月　５日（土） | 午前９時００分～午後４時００分 | |

※既に学童に入室している児童のきょうだいが、令和９年度から学童に入室する場合の新規入室申請受付は上記期間となります。

※市役所で申請する場合、入室申請書類は保護者が持参してください。（保護者の来庁が困難な場合に限り、やむを得ず代理申請を承ります。しかし、代理申請により、提出書類の不備への対応ができない場合及び確認事項の回答が得られない場合には、受付できないことがありますのでご注意ください。）

※上記申請受付期間を過ぎた場合は、２次受付の対象となります。上記期間（１次受付）で定員に達した保育室へは待機となり入室できない場合がありますので御注意ください。

※**書類に不備不足があった場合**は、不備のない書類のみをお預かりします。不備不足書類は**令和８年１２月１８日（金）午後５時１５分（厳守）までに子育て支援課窓口へ**提出してください。なお、郵送による提出も可とします（**１２月１８日（金）までの消印有効**）。

※申請書類の段階において入室に問題がないと判断された場合、仮決定通知書と保育料算定書類の提出に関する案内を順次郵送します（１月末～２月上旬)。期日内に保育料算定書類が提出されれば正式に入室が可能となります。なお、申請書類の審査段階で定員を超え待機となる場合は、不許可通知と保育料算定書類の提出に関する案内を送付します（保育料算定書類が期日までに提出されない場合、待機ではなく保留扱いとなりますので御留意ください)。

※提出していただいた申請書類は返却することができません。

3　新年度入室希望者の申請受付期間（２次受付）（市役所窓口での受付のみ）

令和９年１月１２日（火）～令和９年２月１５日（月）午後５時１５分

※上記期間を過ぎると、定員に達していない場合でも年度当初からの入室ができない場合があります。

※書類不備の場合は書類を受け付けられません。

※郵送での申請は不可です。

（１）提出書類

①申請書類一式　　令和９年２月１５日（月）午後５時１５分まで

②源泉徴収票の写し　　令和９年２月１５日（月）午後５時１５分まで

③確定申告書類の写し　　令和９年３月１５日（月）午後５時１５分まで

} どちらかを提出してください。

4　入室説明会

令和９年３月６日（土）午後１時から各学童保育室にて実施予定です。（１時間程度を予定）

※中止となった場合は資料を郵送いたします。

5　入室

令和９年４月１日（木）から（新１年生は入学式前でも入室できます。）

6　キャンセルについて

民間学童保育室への入室やその他諸事情により、公立学童保育室の入室をキャンセルする場合は、保護者からの電話にてキャンセルを承ります。入室しない場合は、速やかに子育て支援課まで御連絡ください。キャンセルの連絡がない場合、４月以降の保育料が発生する場合がありますので、御留意ください。

7　定員を超える申請があった場合の入室可否及び民間学童保育室について

定員を超える申請があった場合、原則、低学年の児童が優先されますが、保護者の就労状況や、御家庭の事情等を考慮し、総合的に入室可否を判断いたします。

令和８年度当初は、戸田東小学校学童保育室、喜沢小学校学童保育室・児童センターこどもの国学童保育室にて待機児童が発生しました。

令和９年度においても保育需要の増加が推測されることから、上記に加え新たに待機児童が発生する学童保育室がでてくる可能性もあります。

こうしたことから、公立学童保育室の補完として、公立学童保育室の入室要件を満たした児童を受け入れる民間学童保育室を誘致しておりますので、公立学童保育室の申請とともに、民間学童保育室の利用を御検討いただきますようお願いいたします。

８　その他（参考）

**（１）戸田第一小学校の新３年生の児童は、戸田第一小学校第１・第２学童保育室又は児童センターこどもの国学童保育室（本町１丁目１７－７）のどちらに入室するか選択できます。**

**戸田第一小学校の新４年生以上の児童は、児童センターこどもの国学童保育室（本町１丁目１７－７）をご利用いただきます。**

児童センターこどもの国学童保育室を希望する場合は、こどもの国学童保育室の入室申請要領をお渡しいたしますので、学童保育室にお声がけください。

児童センターこどもの国学童保育室は、市の指定管理者が運営します。

こどもの国学童保育室は、下校時に小学校まで職員がお迎えを行い、徒歩にて安全に移動します（入室後の一人帰宅はできません）。

１年生、２年生及び特別支援学級在籍児童は、学校敷地内の学童保育室を御利用いただきます。

※児童センターこどもの国学童保育室の保育料は、市保育料と同様です。保育料は直接指定管理者へお支払いいただきます。

※一時保育は１年生から６年生まで従来通り学校敷地内の第１、第２学童保育室で実施します。なお、こどもの国学童保育室では一時保育は行いません。

**（２）戸田南小学校の新３年生以上の児童は、戸田南小学校第１・第２学童保育室又は児童センターこどもの国学童保育室のどちらに入室するか選択できます。**

児童センターこどもの国学童保育室を希望する場合は、こどもの国学童保育室の入室申請要領をお渡しいたしますので、学童保育室にお声がけください。

**（３）新曽北小学校の新３年生以上の児童は、社会福祉法人むつみ会が運営する「むつみ学童クラブ」をご利用いただきます。**

新曽北小学校の新３年生以上の児童は、社会福祉法人むつみ会が運営する、むつみ学童クラブ（新曽１３７５－２）を御利用いただきます。

むつみ学童クラブは、市からの委託を受けて、社会福祉法人むつみ会が運営しております。

（１年生、２年生の児童は、学校敷地内の学童保育室を御利用いただきます）

※むつみ学童クラブの保育料は、市保育料と同様です。保育料の納入は市へお支払いいただきます。

※一時保育は１年生から６年生まで従来通り学校敷地内の学童保育室で実施します。なお、むつみ学童クラブでは一時保育は行いません。

９　きょうだいで入室申請をする際の注意事項

新規入室児童に既に学童に入室しているきょうだいがいる場合、既入室のきょうだいの申請は、令和８年１２月２日（水）から令和８年１２月１２日（土）の期間に学童保育室で受付を行います。

なお、きょうだいで１枚のみの提出で可となっている「お迎えに関する届出書」等の書類については、新規入室児童の申請時に提出してください。

１０　こどもの国学童に新しく入室を希望する場合

こどもの国学童に令和９年度から新しく入室を希望する場合、申請書類はこどもの国学童に提出してください。

※現在、小学校内の学童保育室に入室していて、来年度こどもの国学童保育室への入室を希望する児童については、現在入室している学童保育室で申請書類をお預かりします（２次受付以降はこどもの国学童保育室への提出となります）。